

第96回米子市農業委員会農地部会議事録 (概要)

招集年月日 平成25年3月7日(木)

招集場所 米子市役所 402会議室

開 会 午後1時30分

出席委員

1番	木澤 純一委員	2番	佐々木 知俊委員	3番	佐藤 敏行委員	4番	尾坂 宣雄委員
5番	番原 邦彦委員	6番	森中 喜輝委員	7番	高西 史郎委員	8番	林原 成子委員
9番	遠藤 泰三委員	10番	伊塚 重己委員	11番	大縄 敬次委員	12番	足立 寛隆委員
13番	吉澤 一誠委員	14番	小林 秀美委員	15番	仲田 祐康委員	16番	松原 幹人委員
17番	石橋 明広委員(部会長)						

欠席委員 なし

事務局 仲田会長 田村事務局長 大許事務局長補佐 宅和主幹 道下主幹

日 程

1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第38号 農業委員会のあるにに基づく農地の交換申立てについて

イ 第39号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

ウ 第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

エ 第41号 農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について

オ 第42号 米子市農用地利用集積計画の決定について

カ 第43号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答に

ついて

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議員の事務報告
- (8) その他

開 会 午後1時30分
(農地法各条申請地現地調査)

議長（石橋委員）

では、これより現地調査に引き続き、第96回農地部会を開催します。
最初に議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

議長（石橋委員）

それでは、議席番号16番の松原幹人委員と、議席番号1番の木澤純一委員をお願いいたします。
また、本日の欠席はありません。それでは審議に入ります。
はじめに、3ページの議案第38号をお願いいたします。

農業委員会のあっせんに基づく農地の交換申立てについて、下記交換あっせん申立書について、農業委員会等に関する法律第6条第2項第2号の規定による交換あっせんをしたいので審議を求めます。

4ページの番号1について、事務局から説明してください。

事務局（道下主幹）

番号1のあっせん交換申し立てについて説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、離れている農地や形状の悪い農地を耕作しやすい形状にまとめるために、農地交換のあっせんに申し立てられたものです。交換相手の一人が、農地法第3条の下限面積要件を満たしておりますので、農地交換のあっせんをするのに問題はないと思われまます。以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（石橋委員）

ただいま番号1について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、あっせんするものといたします。

続きまして、5ページの議案第39号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

6ページ、番号29、番号30の尾高について、関連しますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号29と番号30の尾高について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は農地交換の案件です。

耕作の利便を向上させるために、お互いの農地を交換しようとするものです。取得後の経営面積は88aと19aで変わりありません。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えまます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

4 番（尾坂委員）

先ほどのあっせんに基づく交換ですけれども、29と30について説明申し上げます。

29番の譲渡人が所有する農地22㎡と、30番の譲渡人が所有する農地26㎡を交換しようとするものです。

農地を交換することによって、お互いの農地がまとまり耕作がしやすくなることから、農地を交換することになったものです。

許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号31の二本木について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号31の二本木について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人である息子が父より生前贈与で、農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は131aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

16 番（松原委員）

譲受人が、父から生前贈与で農地974㎡を取得しようとするものです。許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号32の河岡について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号32の河岡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が、自宅近くの農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は53aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

15番（仲田委員）

若干、補足説明をさせていただきます。この土地は、〇〇さんの屋敷続きにあり、地目は田となっておりますが、実際は畑で使用されております。構造改善で飛び地になったところで、前に、〇〇さんに売買の話がされたが、売らんということで、ずっと20年も、〇〇さんが管理されていたところでした。このたび、〇〇さんが高齢になり、買ってもらえないかということで、話ができたとございます。畑としてきちんと管理しておられますし、屋敷続きで問題ないと思います。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号33の尾高について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号33尾高について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人である娘が父より生前贈与で、農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は58aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何かご報告ございますか。

4番（尾坂委員）

先ほどの事務局の説明のとおりですが、譲受人が、父から生前贈与で農地461㎡を取得しようとするものです。許可要件については特に問題ないと思われますのでよろしく願いいたします。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。
(異議なしの声あり)

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号34の一部について、事務局から説明お願いいたします。

事務局（道下主幹）

番号34の一部について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が、自宅近くの農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は74aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何かご報告ございますか。

6 番（森中委員）

事務局の説明のとおりですが、譲受人が、田んぼが少なくなるということで、譲受人の希望により、自宅近くの農地 2,812 m²を売買により取得しようとするものです。

許可要件については特に問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、7ページの議案第40号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

8ページ、番号45の古豊千について、地元委員さんより説明をお願いします。

6 番（森中委員）

申請者は議案のとおりです。申請地は、古豊千の田で面積は1,844 m²のうち431.10 m²です。

申請者は、現在実家で暮らしていますが、子供も大きくなり、2世帯で住むには狭くなったため、父親所有の隣接農地の一部に住宅を建築しようとして計画したものです。

土地改良区の同意、実行組合の排水同意もありますし、住宅用・公共施設が連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（石橋委員）

ただ今、番号45について地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号46の淀江町佐陀について、地元委員さんより説明お願いいたします。

7番 (高西委員)

今日は、現地調査に行きませんでした。淀江町佐陀の畑で面積は480㎡です。

周辺は、水道、下水も完備しておりますし、関係者の同意も取っております。転用については、問題ないと思われ

議長 (石橋委員)

ただ今、番号46について地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号47の大崎について、わたしが地元委員として説明いたしますので議長を交代します。

(議長交代・・・石橋部会長から木澤部会長職務代理へ)

議長 (木澤委員)

それでは番号47について、地元委員さんより説明をお願いします。

17番 (石橋委員)

はい。47番の議案について説明します。

申請者は、議案のとおりです。申請地は、大崎の畑で面積は502㎡です。

申請者は、安来市内にある事業に使用していた事務所建物の2階に妻と2人住まいしておりますが、昨年末をもって事業を廃業したため、今後は米子に戻り生活をしたと考え、申請地に住宅建築を計画したものです。

土地改良区の同意、実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。住宅用・公共施設が連たんする区域に近接する農地

で、第2種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（木澤委員）

ただ今、番号47について地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（木澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

そういたしますと、議長を交代いたします。

（議長交代・・・木澤部会長職務代理から石橋部会長へ）

議長（石橋委員）

続きまして、番号48の車尾4丁目について、地元委員さんより説明をお願いします。

13番（吉澤委員）

48番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、車尾4丁目の田で面積は1959.64㎡です。今の米子医療センターの真裏になります。申請者は、米子医療センター新築工事において工所用資材の置き場、工事関係車輛等の駐車場を確保するため、農地の一時転用を計画したものです。

実行組合の排水同意、土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もあります。

10ha以上の集団農地の区域内であり、第1種農地に該当すると思われますが、一時的な転用であり、工事完了後、速やかに農地に復元する計画になっています。

転用については、問題ないと思われますのでご審議よろしく申し上げます。

議長（石橋委員）

ただ今、番号48について地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号49の一部についてですが、はじめに事務局より顛末書についての説明していただいて、地元委員さんから説明をお願いいたします。お願いします。

事務局（大許事務局長補佐）

今日、現地確認をしていただいたと思いますが、現地はあのような状態になっております。顛末書にその経過が書かれておりますので、その概要を説明させていただきます。

後記の土地を、平成2年3月から11月にかけて、耕作を目的として農地法3条の許可を得て取得しました。しかし、平成10年から平成18年にかけて行われた、近隣の集落排水工事の残土置場として、土木業者数社の強い要望もあり、農地法の許可を得ることなく無断で土地を貸し出しました。その後、残土はそのままの状態で放置され、毎年草刈管理はしていましたが、近隣の方々にご迷惑をおかけしている状況でした。前々から農業委員会及び地元農業委員からの指導もあり、本来の用途で利用すべく、平成24年10月から土地を耕し、11月には柿を植えました。

その後、今年に入り、有限会社島津組から太陽光発電敷地として土地を提供してもらえないかと打診があり、私も高齢となり一人で農作業するのが困難であるため、今般、農地法第5条許可を得て転用しようと思いたったものであります。

本来であれば、周辺農地に被害が出ないように耕作をし、何らかの目的で転用する場合には、速やかに、県または農業委員会に申し出て、許可を得るべきだったと反省しています。

今後、このようなことのないよう努めますので、何卒、ご善処いただきますようお願い申し上げます。誠にすみませんでした。

以上、こういうことで、現状になったということです。

議長（石橋委員）

地元委員さんより説明をお願いします。

6番（森中委員）

この、事務局の説明については、整理がついたということでもいいですか。

というのは、申請が、ああいう土地を借りて太陽光発電をしたいという申請ですから、それについて、地元委員として私のほ

うから、説明するという事だろうと思うので、事務局の説明についてどうかということです。

議長（石橋委員）

森中委員より、今の顛末書についての説明、どうでしょうかということです。内容を見ていただいてどうでしょうか。

7番（高西委員）

まず、その前に現地調査をしておられるし、事務局との打ち合わせもしておられる。地元委員の意見を聞かなければならない。

6番（森中委員）

今、事務局が説明したように、無断で埋立てをしたことについては、まあ、顛末書のとおりでして、申しわけなかったと言うことです。事務局、地元の農業委員が指導しましたところ、昨年10月に整地をして、現地を見ていただいたように、柿の木もきちんと植えられて、柿畑として、そういうところが見受けられたのではないかと。借りたいという人に対して、貸せるということがあったので、柿木を植えて後、あらためて、太陽光発電に貸してやるんだということで理解した。

土地の所在は一部となっていますが、集落としては東八幡です。東八幡のみなさんに聞くと、まあ、そういうことで太陽光発電ということであれば、まあ、公害もないし、いいことではないかと。荒地や、柿畑よりもいいかなと。そういった申請があれば、地元として大いに賛成しますと。こういう意見でありました。

議長（石橋委員）

ただ今、番号49について地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号50の河崎について、地元委員さんより説明をお願いします。

11番（大縄委員）

50番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、河崎の田で面積は290.12㎡です。申請者は、社員が駐車すると来客用の駐車スぺ

ースがなくなり、既存部分を来客用とするため、会社の裏の申請地に社員専用駐車場を計画したものです。

実行組合の排水同意、土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もあります。

申請地は、10ha以上の集団農地内にあり、第1種農地に該当すると思われませんが、集落に接続して転用が計画されていることから、転用については、問題ないと思われしますのでよろしくをお願いします。

議長（石橋委員）

ただ今、番号50について地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号51河崎について、地元委員さんより説明をお願いします。

11番（大縄委員）

51番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、河崎の畑で面積は320㎡です。申請者は、昨年結婚し、現在借家住まいですが、今年こどもが生まれるため、申請地に住宅の建築を計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もあります。申請地は、500m以内に駅・市町村役場等の施設があり、第2種農地に該当すると思われ。

転用については、問題ないと思われしますのでよろしくをお願いします。

議長（石橋委員）

ただ今、番号51について地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号52、番号53、車尾南について、関連しますので一括して、地元委員さんより説明をお願いします。

13番（吉澤委員）

52、53番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、車尾南2丁目の畑で面積は1,051㎡で、今現在病院がある場所より線路側に位置します。申請者は、近年の不妊治療への理解の高まりなどから、受診者が増加し、現在の施設だけでは対応が難しくなったため、隣接する農地に新たな医療施設の整備を計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もあります。申請地は500m以内に2か所以上の医療施設があり、上下水道が完備された道路に面している農地であるため、第3種農地に該当すると思われま

す。転用については、問題ないと思われま

すのでよろしくお願

いします。議長（石橋委員）ただ今、番号52、番号53について地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございませ

んか。（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

次に11ページ、議案第41号をお願いいたします。

農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について、下記申請について、「農地法関係事務処理要領」（平成21年12月11日付け21経営第4608号農林水産省経営局長通知及び21農振第1599号農林水産省農村振興局長通知）の第4の7の（3）のオの（イ）の規定により、意見を具申したいので審議を求めま

す。12ページ、番号1について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（道下主幹）

淀江町小波にある一般産業廃棄物処分場は、許可日の平成4年11月27日から平成25年3月31日までの一時転用として許可されております。しかし家電・容器リサイクル法、廃棄物減容施設の設置等の法律の改正により埋立て材料となる廃棄物の発生量が減少し、計画埋立期間に大幅な変更が生じてきました。今回、一時転用期間を平成49年3月31日まで延期するという事業計画の変更です。

そして、変更後の事業計画の詳細につきましては、現在、全体埋立量の69%が埋立済みであり、残余容量31%を今後10年か

けて埋立て、事業を完了し、その後、排水処理を15年間行い事業を完了するというものです。浸出水が閉鎖基準を満たした段階で県の確認の上に閉鎖となります。

議長（石橋委員）

番号1について事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

7番（高西委員）

一時転用というのは最大3年くらいだと思っていた。それが25年もということで、こう、あれとびっくりした。それでさっきカッコ、カッコといった、カッコ、カッコというところの内容を説明してくれ。

事務局（大許事務局長補佐）

これは、事業計画変更の手続きについて書いてあるものです。

「許可権者は、許可申請書に記載された事業計画の変更を行えば、当初の転用目的を実現する見込みがあると認められるものについては、転用事業者に対し事業計画の変更の手続きを取らせる。」と規定されております。

今回の場合は「転用目的の達成が困難な場合における事業計画の変更」ではなく、「転用目的の達成が可能な場合における事業計画の変更」に該当します。

許可権者は、転用事業者が許可申請書に記載された事業計画の変更を行えば、転用目的を実現できるものとして、許可に係る事業計画の変更を希望している事案については、次により処理することとなっております。

許可権者は、転用事業者に事業計画の変更の申請を行わせ、次の事項に該当するときは、事業計画の変更を承認することができます。

変更後の転用事業がその計画に従って実施されることが確実であると認められること、変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度かそれ以下であると認められること、変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められることです。このような内容です。

7番（高西委員）

一時転用の期間といえば、長くても3年くらいだとふつうは思っていた。これは20年の一時転用期間だということで、さらにまた25年間の延長が出来るのか。どうして、延長できるのか知りたい。

事務局（大許事務局長補佐）

「農地法の運用について」という通達の中に、一時転用の期間について記載してあります。

農用地区域内にある農地は原則、転用できませんが、例外として、土地収用法、一時転用などの場合は、許可されます。

つまり、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものである場合、許可されます。

「一時的な利用」の期間は、当該一時的な利用の目的を達成することができる必要最小限の期間をいい、農振法第8条第1項、第9条第1項の規定、これは市町村、県の定める農業振興地域計画のことが記載されている条文ですが、それにより定められた、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのないように農用地区域は、3年以内の期間であれば「一時的な利用」に該当すると判断されています。

この規定が、準用されて、一般的には、一時転用は、最大3年として取り扱っています。

今回の、農地転用事業計画変更申請地は、農業振興地域の農用地区域外ですので、「一時的な利用」の期間は、当該一時的な利用の目的を達成することができる必要最小限の期間として、平成4年11月27日から平成25年3月31日までの約20年間で許可が出ております。今回の事業計画変更も当該一時的な利用の目的を達成することができる必要最小限の期間として、平成49年3月31日までの期間延長の申請が出ております。

議長（石橋委員）

ただいま事務局から説明がありましたように、法的な裏付けがあるということでご理解いただけましたでしょうか。

では番号1番について、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議なしと認めます。

続きまして、13ページ、第42号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

14ページに利用集積計画総括表がございます。今月は転貸を除く利用権設定が104件、農地保有合理化事業により機構が借入れを行う案件が4件、機構が転貸を行う案件が9件、所有権移転が1件でございます。

それでは、16ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号3-1から、39ページ番号3-104までを一括して審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが、180筆 256,972㎡、畑に関するものが、44筆 30,197㎡、ございます。

番号3-1は、再設定でございます。

番号3-2は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、11aとなっております。新規就農の方です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件とは、米子市が定めている「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の中に利用権設定を受ける者の要件が定めてありますが、具体的には、農用地をすべて効率的に利用し耕作すること、必要な農作業に常時従事することなどの要件です。

番号3-3から番号3-5は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、4,564aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-6から番号3-8までは、再設定でございます。

番号3-9は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、351aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-10から番号3-14までは、再設定でございます。

番号3-15は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,639aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-16から番号3-17は、貸人の兼業による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,639aとなつ

ております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-18から番号3-24までは、再設定でございます。

番号3-25は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、240aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-26から番号3-33までは、再設定でございます。

番号3-34から番号3-35は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、425aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-36は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、240aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-37は、貸人の集約部門への転換のために伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、240aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-38は、再設定でございます。

番号3-39は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は68aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。番号3-40から番号3-48までは、再設定でございます。

番号3-49は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、85aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-50から番号3-57までは、再設定でございます。

番号3-58から番号59は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、253aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-60は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、35aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-61は、再設定でございます。

番号3-62は、貸人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、4,066aとなっております。農業経営基盤強化促進

法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-63から番号3-64は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、4,066aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-65から番号3-68は、貸人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、4,066aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-69は、貸人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、73aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-70は、再設定でございます。

番号3-71は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は、258aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-72は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、135aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-73は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、47aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-74から番号3-77までは、再設定でございます。

番号3-78から番号3-79は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、140aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-80は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は、140aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-81は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、140aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-82は、貸人の耕作不便等による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、140aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-83 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、140 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-84 は、貸人の耕作不便等による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、140 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-85 は、貸人の耕作不便等による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、411 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-86 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、147 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-87 は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、40 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-88 は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、413 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-89 は、再設定でございます。

番号 3-90 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、413 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 13-91 から番号 3-93 までは、再設定でございます。

番号 3-94 は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、157 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-95 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、260 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-96 は、再設定でございます。

番号 3-97 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、137 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-98 は、再設定でございます。

番号 3-99 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、104 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-100 から番号 3-102 までは、再設定でございます。

番号 3-103 は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、122 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-104 は、再設定でございます。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局から番号 3-1 から番号 3-104 まで説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、決定いたします。

続きまして 41 ページ、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借受けを行う案件を審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

続きまして、農地保有合理化事業に係る借入の案件についてご説明いたします。

まず、41 ページ、番号 3-1 から番号 3-4 は農地保有合理化事業により鳥取県農業農村担い手育成機構が借受けを行う案件でございます。

議長（石橋委員）

担い手育成機構が借受ける案件について説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、決定いたします。

続きまして44ページから、農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件を審議いたします。

審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である石橋が退席しますので議長を交代いたします。

(石橋委員退席)

(議長交代・・・部会長から木澤職務代理へ)

議長(木澤委員)

そういたしますと、44ページ、番号3-1について、事務局説明をお願いします。

事務局(大許事務局長補佐)

続きまして、44ページ、番号3-1は、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借り入れた農地を、すぐに転貸する案件でございます。設定後の経営面積は、810aでございます。

議長(木澤委員)

ただ今、事務局から番号3-1の説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長(木澤委員)

異議がないようですので、決定いたします。

番号3-1の審議を終了いたしましたので、石橋委員の着席を求めます。

(石橋委員着席)

議長(木澤委員)

そういたしますと、議長を交代いたします。

(議長交代・・・木澤職務代理から部会長へ)

議長(石橋委員)

続きまして、番号3-2の審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である木澤委員の退席を求めます。

(木澤委員退席)

議長 (石橋委員)

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (大許事務局長補佐)

番号 3-2 は農地保有合理化事業により担い手育成機構が借り入れた農地を、すぐに転貸する案件でございます。設定後の経営面積は、385 a でございます。

議長 (石橋委員)

担い手育成機構が転貸する案件について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

異議がないようですので、決定といたします。

審議を終了しましたので、木澤委員の着席を求めます。

(木澤委員着席)

議長 (石橋委員)

続きまして、農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件、番号 3 - 3 から番号 3 - 9 までを一括して審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (大許事務局長補佐)

番号 3-3 から番号 3-9 は、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借り入れた農地を、すぐに転貸する案件でございます。設定後の経営面積は、番号 3-3 が 378 a、番号 3-4 が 369 a、番号 3-5 が 375 a、番号 3-6 が 217 a、番号 3-7 が 71 a、番号 3-8 が 31 a、番号 3-9 が 589 a でございます。

議長 (石橋委員)

担い手育成機構が転貸する案件、番号 3 - 3 から番号 3 - 9 について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

異議がないようですので、決定いたします。

次に、48ページ、所有権移転各筆明細について審議をいたします。

番号3-1について事務局から説明してください。

事務局 (大許事務局長補佐)

所有権移転各筆明細について、説明します。

48ページ、番号3-1ですが、規模拡大を希望しておられた譲受人が購入されることとなった案件でございます。

なお、農地取得後の経営面積は、394aでございます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 (石橋委員)

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

異議がないようですので、決定いたします。

次に、49ページの議案第43号をお願いいたします。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、別紙農用地利用計画の一部変更(案)について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき意見を求めます。

50ページ、番号1、今在家について事務局から説明してください。

事務局 (大許事務局長補佐)

除外申請理由についてですが、申出者は、土地所有者である〇〇〇〇の息子で、現在、自衛隊の官舎に居住しています。これまで、全国の勤務地への転勤が再三ありましたが、この度、ようやく米子の近くに転勤で帰ることができましたので、弟が跡を継ぐ予定の実家に帰ることはできませんが、生まれ育った実家近くでなるべく両親の様子を見ることができ、また、両親の指導

を受けながら農業の手伝いをしていくため、当該申請地の農地を転用し分家住宅を建築することとしました。

当該申請地については、既存の集落に近く、南側が宅地、西側が市道に接しており、周辺農地における影響が軽微であり、また、住宅の建築に必要な接道、上水道、汚水処理の条件が整っています。

市としての考え方についてですが、当該申請地は、高速道路入口から300m以内に位置している第3種農地であり、隣接農地の利用上の効率性を考慮した上で計画されていることから、農用区域変更後の集団的農用地の分断、土地利用の混在、農作業の効率性及び担い手の農用地の利用集積への支障は軽微です。

また、擁壁設置による土地の流出防止対策が計画されていること及び汚水排水は公共下水道に接続する計画であることから、変更後の隣接農地及び周辺の農業用排水路への支障もありません。

以上、法第13条第2項各号について検証を行った結果、農振除外の基準を満たしており農用区域内ではあるが計画変更はやむを得ないと考えます。

議長（石橋委員）

番号1について事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議なしと認めます。

続きまして、番号2、兼久について事務局から説明してください。

事務局（大許事務局長補佐）

除外申請理由についてですが、平成15年に米子市さくら保育園が建設されましたが、定員120名の児童とその保護者が毎日の送り迎えに車を停める場所、また、そこに勤める職員の駐車場が必要であると米子市より申出者に依頼があり、地域住民の一人として、さくら保育園は地元にとって大切な公共施設と考え、さくら保育園の隣接地である当該申請地にその駐車場を整備することとしました。

米子市がさくら保育園の駐車場を探す際に最も重要なことは、児童とその保護者が毎日安全に送り迎えすることができる土地であることです。さくら保育園は定員120名で生後6週間から小学校就学前までの児童が毎日通っており、児童は少し目を離

すとどこに行くかわからず、雨の日などは幼い児童を抱っこして遠くの駐車場から送り迎えをするのは大変であることから、当該申請地は北側がさくら保育園の園舎と、東側がさくら保育園の進入路と隣接しており、安全性、利便性からも最適な土地です。

市としての考え方についてですが、当該申請地は、第1種農地ではあるが、既存施設に接続している土地で農用地区域の外縁部であり、隣接農地の利用上の効率性を考慮した上で計画されていることから、農用地区域変更後の集团的農用地の分断、土地利用の混在、農作業の効率性及び担い手の農用地の利用集積への支障は軽微です。

また、擁壁設置による土地の流出防止対策が計画されていること及び雨水排水は隣接する水路に自然流下する計画であることから、変更後の隣接農地及び周辺の農業用排水路への支障も軽微です。

以上、法第13条第2項各号について検証を行った結果、農振除外の基準を満たしており農用地区域内ではあるが計画変更はやむを得ないと考えます。

議長（石橋委員）

番号2について事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議なしと認めます。

続きまして、番号3、一部について事務局から説明してください。

事務局（大許事務局長補佐）

除外申請理由についてですが、申出者は、介護老人福祉施設博愛苑（以下「博愛苑」という。）の運営を平成11年12月から始め、現在では、介護老人福祉施設、短期入所介護、米子市から受託している地域包括支援センター等により、高齢者に関わる多様な生活支援を行うとともに、夏祭り、文化祭、敬老会等、年間を通して様々な行事や催しを行い、地域の一員として地域住民との信頼関係の構築、社会貢献を行ってきました。

この度の認知症対応型共同生活介護事業施設（以下「グループホーム」という。）の建設・運営を計画した大きな理由として、これからの少子高齢化社会において、高齢者福祉施設が必要不可欠であること。

現在、箕蚊屋地区に同様の施設がなく長年暮らした土地を離れて、他の地域にある施設に入居される人がいること。等があり、

また、今回の計画は「米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」第5期計画におけるグループホームの整備計画に基づき、米子市が行ったプロポーザル（公募）により箕蚊屋中学校区における事業者選定を受け、平成24年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業の対象となっています。

整備計画としては、施設規模1ユニットごとに9床の居室、居間、食堂、台所等を備えた共同住居を2ユニット型で計画していますが、それに必要となるリハビリ用の遊歩道、菜園及び駐車場、また、施設開設後3年以内にはデイサービス事業を始めることも考慮して計画しています。

当該申請地を選定した理由については、博愛苑に隣接した場所に建設することで、施設管理・運営が一元化できるため、介護士、その他職員の行き来が容易になり、入所者の体調管理や災害等の緊急時の対処もしやすく、職員が連携して多様で質の高いサービスを提供することができること。

閑静で眺望も良く、入所者の精神身体健康上、住環境として適していること。

県道及び市道に接し交通の便が良く、委嘱先医療機関との連携がとりやすく、施設利用者の利便性がよいこと。

同種の介護事業施設が点在することより、一箇所でも総合的に利用できる方が利便性によく施設利用者のためになること。

農用地区域内であるが、その外縁部で北側を県道米子丸山線、東側が宅地、西側が市道東八幡河岡線を挟んだ宅地に接しており、周辺農地における影響は軽微で、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障をきたす恐れがないこと、などです。

市としての考え方についてですが、当該申請地は、第1種農地であるが、既存施設に接続している土地で農用地区域の外縁部であり、隣接農地の利用上の効率性を考慮した上で計画されていることから、農用地区域変更後の集団的農用地の分断、土地利用の混在、農作業の効率性及び担い手の農用地の利用集積への支障は軽微です。

また、擁壁設置による土地の流出防止対策が計画されていること及び污水排水は公共下水道に接続する計画であることから、変更後の隣接農地及び周辺の農業用排水路への支障もありません。

以上、法第13条第2項各号について検証を行った結果、農振除外の基準を満たしており農用地区域内ではあるが計画変更はやむを得ないと考えます。

議長（石橋委員）

番号3について事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長(石橋委員)

異議がないようですので、決定といたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

54ページ、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号19の1件を受理しております。

続きまして、55ページ、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号45から番号48までの4件を受理しております。

続きまして、56ページ、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号36から番号44の9件を受理しています。

続きまして、58ページ、(4)非農地現況証明について、番号25から番号29の5件を証明しています。

続きまして、59ページ(4)農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、鳥取地方裁判所米子支部に回答しております。

続きまして、60ページ、(5)農地転用現況確認書交付について、番号79から番号81の3件を交付しています。

続きまして、県農業会議会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

(県農業会議会議員の事務報告)

議長(石橋委員)

ただいま会長から報告がありましたが、これについて、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見なしの声あり)

議長(石橋委員)

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、それでは、事務局から連絡事項があれば説明してください。
事務局（大許事務局長補佐）

（ 事 務 連 絡 ）

議長（石橋議員）

では、これもちまして第96回農地部会を終了します。おつかれさまでした。

閉 会 午後4時20分